

2018年11月15日

常岡靖夫

習志野市秋津2-1-4-506

電話

ポートピア習志野の廃止を求める陳情

いま、全国各地でカジノ誘致に反対する運動が強まっています。市長が誘致の先頭に立っていた横浜市でも、最有力候補地の山下ふ頭を取り仕切る横浜港運協会の会長が、「山下ふ頭にカジノはつくらせない」と宣言。市長も誘致「白紙」を表明せざるを得なくなっています。

賭博は刑法で禁止され、最高裁判決でもその違法性が認定されてきました。賭博がいたずらに射幸心をあおり、勤労意欲をそぎ、それによって経済的な基盤を掘り崩し、地域社会と個人生活を崩壊させる危険があるからにほかなりません。

カジノには国民の多くが反対です。今年6月、カジノ実施法（統合型リゾート施設“IR”整備法）が成立した直後の共同通信社全国世論調査によると、反対は64・8%に上りました。国民のほぼ3分の2が反対という状況です。

カジノは、①競馬・競輪・競艇といったこれまでの「公営ギャンブル」の枠を外し、民間業者に本来違法である賭博を合法化する、②外国の巨大なカジノ資本が入り込んでくる、③賭け金の規模が桁違い、④カジノの胴元がその場で賭け金を貸し出す——といった、これまでの公営ギャンブルとは大きく違う面がありますが、「人の不幸を踏み台にして儲ける」「ギャンブルで身を滅ぼす」という本質的な面は変わりません。

いったん深みにはまれば、個人的な判断や行動だけでは制御ができなくなり、ギャンブル依存症に陥ることも共通です。厚労省の調査によると、日本でギャンブル依存症の人口比は4・8%という、世界で最も深刻な状況に陥っています。

習志野市は、すでに撤退したものもありますが、これまで競輪・競馬の当事者として公営ギャンブルに関わってきました。しかし、市内に公営ギャンブルの施



設が出来たのは、2006年9月に開業した「ボートピア習志野」が初めてです。市民の反対がつよく、当時の荒木市長も、業者から話があった最初の頃は、賛成できない旨の答えをしていました。それがどういう筋書きで変わったのか分かりませんが、容認へと大転換し、住民投票や最高裁にいたる訴訟にまで発展した市民運動が広がりました。市当局は、ギャンブル場容認の理由として、年間3億円の協力費が入るということを大々的に宣伝し続けていましたが、実際にその金額が入ったことは一度もなく、年々低下の一方です。全国的な競艇人気低迷の中で、業者サイドからは協力費にパーセンテージを引き下げる打診が何度もおこなわれているようです。

ボートピア習志野が立地する新習志野駅周辺は、JR 津田沼駅周辺と並んで、かつては習志野市のマスタープランの2大都市拠点の1つでした。いまは、そんなプランがあったことも、忘れ去られようとしています。

新習志野駅周辺が発展から取り残されたのは、ギャンブル施設があるせいだ単純化することはもちろん出来ませんが、大きな要因になっていることは否定できません。新習志野駅周辺で一番大きな影響力を持っているのは、千葉工業大学です。ボートピア建設計画が浮上した当時、学長名の反対意見広告を新聞に出したほど、千葉工業大学は、教育に否定的影響をもたらすギャンブルには厳しい姿勢を貫いてきました。それは今でもかわっていません。千葉工大、そして地域住民の支えなしには、新習志野駅周辺の発展は難しいでしょう。

地域の結集を妨げているギャンブル施設の撤退が新習志野駅周辺、そして秋津・香澄・袖ヶ浦・谷津といった湾岸地域の発展には欠かせない道になっていると言っても過言ではありません。

いまカジノを契機に、ギャンブル施設反対の世論が高まっている時だからこそ、習志野も過去の道について再検証し、ギャンブルに依存しない財政構造を構築するよう努力するとともに、ボートピア習志野の廃止をめざすべきだと考え、本陳情をおこなうものです。

陳情事項

- (1) カジノに反対する世論が高まっていることに鑑み、ギャンブルに依存しない財政構造を構築するよう努力するとともに、ボートピア習志野の廃止をめざすこと。
- (2) ギャンブル依存症の深刻な実態を国や自治体が正確に掌握し、適切な対処法を講じるよう、習志野市議会の名で政府に申し入れること。

以上

2018年11月15日

習志野市議会議長 田中 真太郎 殿

陳情者

千葉県習志野市 本大2条 3-15-21

高橋 真也子

TEL [REDACTED]

日米地位協定の抜本的改善を求める意見書の提出に関する陳情

陳情の趣旨

1. さる7月27日全国知事会が「米軍基地負担に関する提言」を決議されました。
2. この決議を受けて、北海道・和歌山県・宮崎県の3県議会、札幌市・長野市など12市町村においても、国の関係諸機関に意見書が提出は広がっています。
3. 先に行われた沖縄県知事選挙においても、玉城デニー候補・佐喜眞淳候補の両候補が、地位協定の改定を公約に掲げました。
4. イタリア・ドイツと比べても、日本の地位協定の問題は深刻です。
5. 現行の地位協定によって日本国民の命と暮らし、安全安心が脅かされています。
6. 「国の専決事項だから」と言って、また「他市の状況を注視する」のではなく、核兵器廃絶平和都市宣言を上げている習志野市として、また他の自治体に後れを取ることなく率先して国民の平和を求める世論をリードすることが求められます。
7. 「日米安保条約」第6条に基づく「日米地位協定」による日本国民の命・財産・安全・安心が脅かされている実態を踏まえ、政府関係諸機関に地位協定の改訂のための取り組みを強めることを求める意見書の採択を陳情します。

陳情の理由

1. 日米地位協定の抜本的改善を求める意見書を政府と衆参両院に提出してください。



現大久保公民館・市民会館跡地の

50年間にわたる賃貸借契約の締結中止を求める請願



現大久保公民館・市民会館跡地の50
年間にわたる賃貸借契約の締結中止を
求める請願

〔紹介議員〕

奥 重剛
宮内一夫
佐野三人
谷岡隆

現大久保公民館・市民会館跡地の50年間にわたる賃貸借契約の締結中止を求める請願

2017年8月24日の市民説明会で市の進めようとしている「大久保地区公共施設再生事業」の説明を聴いて多くの参加者から疑問の声が上がりました。中でも公共施設ではない民間業者のワンルームマンションの建設が含まれていることはとても容認できません。

請願理由

- 1、現大久保公民館・市民会館の建っている場所は、施設ができる前は地元住民の先祖代々の墓地で市民の交流の場としての公共施設（公民館・市民会館等）を建てることを条件に墓地所有者の皆さんは墓石等を近くのお寺に移設し無償で市に提供したのであって、民間業者のワンルームマンション建設や民間業者に貸し付けるためではありませんでした。市はかつての墓地所有者からの同意は得ていません。目的外使用は法律的には問題なくとも市民に対して道義的に許されません。
- 2、このワンルームマンションの建設は地元住民（町会・連合町会）の同意を得てはいません。
- 3、京成大久保駅前の一等地（1,337.01㎡）を月約50万円の賃借料で50年間の長きにわたって定期借地契約を結ぶのは、市民が公共施設として市有地の利用の機会を奪うものです。
- 4、ワンルームマンションの建設の契約期間が50年間となっているのに対して「一体としているPFI事業が22年間」なのは決して一体とは言えません
- 5、ワンルームマンションの建設は、私たちの指摘に対して市から寄せられた回答(7月7日付け)の「市の跡地活用に対する方針」にある「北館、南館公園等に関わる事業と連携し生涯学習拠点としてエリア全体に資する」、「生涯学習の振興」「保育機能等の子育て支援を推進」「公園や北館へのアクセス動線の確保」の各項目とは合致していません。また「京成大久保駅方面から北館及び公園の緑の存在を認識する」には障害となります。
- 6、「市民アンケートで要望が高かった」のはカフェであってワンルームマンションではありません。
- 7、長年懸案となっている京成大久保駅の危険な踏切の安全対策や京成大久保駅前の再開発等の工事に際して、駅前の商店の営業を保証するための仮店舗用地が必要になります。契約が成立すれば、今後50年間は踏切の安全対策や駅前の再開発が困難になり駅利用者や周辺住民の期待に反します。

以上の理由から以下の項目について、請願いたします。

請願項目

- 1、ワンルームマンション建設予定の現大久保公民館・市民会館跡地の賃貸借契約の締結中止を求めます。
- 2、跡地利用について、より広く市民から意見・要望を聴き、その意見・要望を反映した計画を策定することを求めます。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願します。

平成30年11月20日

大久保地区公共施設再生事業を考える会

住所 習志野市鷺沼台4-4-48

なみ き たけ ゆき
並 木 健 至

習志野市議会議員 田中 真太郎 殿